広島県告示第百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、平成二十八年三月三十一日までの間、縦覧に供する。

平成二十八年三月十七日

広島県知事　湯﨑　英　彦

一　道路の種類

県道

二　路線名

三次高野線

三　道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
庄原市口和町竹地谷字柄松山五三〇七番一九八地先から庄原市高野町下門田字中井枌五一五九番一地先まで	旧	七三・〇〇～一八二・五〇	四八七・〇〇	
	新	三八・〇〇～一六八・五〇	四八七・〇〇	幅員減少不用物件延長六五〇・〇〇メートル
庄原市高野町下門田字中井枌五一五九番一地先から庄原市高野町下門田字火室五一四二番九地先まで	旧	六・八〇～七・八〇 三〇・〇〇～六六・〇〇	八八・〇〇 一〇一・〇〇	
	新	三〇・〇〇～六六・〇〇	一〇一・〇〇	ダブルウェイ解除不用物件延長八八・〇〇メートル
庄原市高野町下門田字火室五一四二番九地先から庄原市高野町下門田字火室五一四二番九地先まで	旧	一九・〇〇～七一・〇〇	七一・〇〇	
	新	一二・〇〇～六四・〇〇	七一・〇〇	幅員減少不用物件延長七一・〇〇メートル